

令和9年度 糸満市 教育・保育施設利用 現況確認（現況届）

提出先：現在入所している教育・保育施設

提出期限：令和8年8月31日（月）

※市役所窓口への直接提出は原則、対応していません。

※申請書様式は、糸満市保育こども園課のホームページよりダウンロードできます。



【冊子の説明】

この案内の教育・保育施設とは、

①認可保育所 ②認定こども園 ③幼稚園 ④小規模保育事業 ⑤事業所内保育事業 等の施設・事業のことです。

この案内には、教育・保育施設の利用に関する手続きについて、重要な事項を記載しています。内容をよく読んで、必要な手続きを行ってください。申請書等はコピーをとって保管することをおすすめします。

また、入所する施設の教育・保育内容（開所時間、延長保育、給食費など）の詳しい情報をご確認ください。教育・保育内容は今後変更する可能性があります。

も く じ

【現況届に関すること】

1	現況確認とは（重要）	P1
2	提出が必要な書類	P1-2
3	保育時間について	P2
4	現況確認の注意事項	P3
5	利用者負担額（保育料）について	P3-6
6	教育・保育施設一覧	P7-11
7	～よくある質問Q & A～	P12-14



申請書様式は切り離す等
してご利用ください

【申請書様式】

現況届出書 兼 施設利用申込書	①
生育状況調査票	②
教育・保育施設等利用における重要確認事項	③
就労証明書	④
自営業（内職等）申立書	⑤
妊娠・出産による入所に関する確認事項	⑥
診断書（保護者の疾患理由）	⑦
診断書（親族の介護・看護理由等）	⑧
求職（起業準備）申立書	⑨
就学状況申立書	⑩
別世帯状況申立書	⑪
特別支援教育・保育申請書	窓口にございます。

【令和9年度年齢別クラス】

クラス年齢	生年月日	保育の必要性	
		有り	無し
☐ 0歳児クラス	令和8年4月2日 ～	☐ 3号認定	—
☐ 1歳児クラス	令和7年4月2日 ～ 令和8年4月1日		
☐ 2歳児クラス	令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日		
☐ 3歳児クラス	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日	☐ 2号認定	☐ 1号認定
☐ 4歳児クラス	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日		
☐ 5歳児クラス	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日		

※保育の必要性が有るとは、保護者（父母とも）が就労や病気等の事由により、日中、家庭で児童を保育できない状態を指します。

【お問合せ先】

●保育の必要性の認定に関すること	保育こども園課 保育・こども園係	〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地 TEL：098-840-8131 FAX：098-840-8154
●入所や退所に関すること		
●利用者負担額（保育料）に関すること	保育こども園課 指導管理係	
●施設に関すること		

1. 現況確認とは（重要）

糸満市では、保育の必要性（就労等）を基に支給認定を受け、教育・保育施設の入所、また、預かり保育等を利用している方に対し、毎年、保育の必要性の有無と次年度の継続利用を確認するため、子ども・子育て支援法に基づき、「現況届出書 兼 施設利用申込書」他書類と証明書類の提出を求めています。この確認を「現況確認」といいます。

この現況確認は、糸満市内に住民登録し、教育・保育施設を利用する全ての在園児（0～4歳児クラス）に対し行います。

※現況届および必要な書類の提出がない場合、支給認定が取り消されることがありますので、必ずご提出ください。やむを得ない事情で提出が遅れる際は、必ず保育こども園課までご相談ください。

※現況確認は毎年行うものであり、今年度の保育時間等が次年度も継続するわけではありません。就労時間や保育の必要性に応じて保育時間等が変更となる場合があります。また、証明書類や申立書等も毎年確認を行いますので、該当する方は忘れずにご提出ください。今年度と同じ書類であっても必ず提出が必要です。

2. 提出が必要な書類

すべての方が必要な書類

◆は保育こども園課指定の様式

	No.	必要な書類	様式ページ	備考
☐	1	◆現況届出書 兼 施設利用申込書	①	-
☐	2	◆生育状況調査票（※小規模保育事業所の卒園児のみご提出ください。）	②	-
☐	3	◆教育・保育施設等利用における重要確認事項	③	下の子は コピー提出可

保育（2号・3号）の方が必要な書類 ※詳しくは、保育こども園課までお問い合わせください。

◆は保育こども園課指定の様式

父	母	No.	保育が必要な理由	必要な書類	様式ページ	時間	備考
☐	☐		雇用されている方 （会社員、公務員、パート、派遣、単身赴任）	◆就労証明書 ※育児休業から復帰する場合は、復帰日の記載が必要	④		
☐	☐	1	就労 自営業の方 （自営業中心者、自営業協力者、委託契約、内職）	◆自営業（内職等）申立書 ・自営業収入の分かる税申告書、開業届、営業許可証、営業証明書、社会保険証、専従者給与に関する届出書等の公的書類の写し。 ・その他、就労の事実を客観的に証明できる資料等	⑤ —	標準 短	
—	☐	2	妊娠・出産	◆妊娠・出産による入所に関する確認事項 ・親子健康手帳の写し ※表紙・分娩予定日が分かるページ	⑥ —	標準	下の子は コピー提出可
☐	☐	3	保護者の疾病・障害	◆診断書（保護者の疾病理由用） ・身体障害者手帳等の写し※該当者のみ	⑦ —	標準	
☐	☐	4	親族の介護・看護	◆診断書（介護・看護用）	⑧	標準 短	※申請者 自身でコ ピーの対 応をお願 いしま す。
☐	☐	5	災害復旧	・罹災証明書等の被災を確認できる書類	—	標準	
☐	☐	6	求職活動（起業準備含む）	◆求職（起業準備）申立書	⑨	短	
☐	☐	7	就学（職業能力開発大学含む） ※自動車学校等は対象となりません	◆就学状況申立書 ・就学添付書類 ①在学証明書または入学許可証 ②時間割 ③就学期間がわかるもの 以上3点全て	⑩ —	標準 短	
☐	☐	8	育児休業取得中の継続利用	◆就労証明書、◆自営業（内職等）申立書 ※育児休業中であることが確認出来る場合に限る。	④、⑤	短	
☐	☐	9	その他（DV・虐待等）	社会的擁護を必要とする場合等の保育を必要とする理由を証明や確認ができる書類	—	標準	

該当する方のみ必要な書類 ※詳しくは、保育こども園課までお問い合わせください。

◆は保育こども園課指定の様式

	No.	世帯の状況	必要な書類	様式ページ	備考
☐	1	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の写し	—	
☐	2	ひとり親（母子・父子）世帯（離婚） ※離婚した方に限る（調停中、協議中は対象外）。 ※離婚後も父母が同居の場合、事実婚等の場合は該当しません。	※下記いずれかを提出 ・戸籍謄本等（受理証明書も可） ・児童扶養手当受給者証の写し ・母子及び父子家庭医療費受給者証の写し ※離婚後も父母が同居の場合、事実婚等の場合は該当しません。	—	下の子は コピー提出可 ※申請者自身で コピーの対応を お願いします。
☐	3	離婚調停（裁判）中の方（協議中は対象外）	離婚調停等の証明となる書類	—	
☐	4	同居の親族に心身障害者（児）のいる世帯 ※申込児童自身が該当し、No6で提出する場合は省略可	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金証書などのいずれかの写し ※通所受給者証は該当しません。	—	下の子は コピー提出可
☐	5	同一住所に別世帯がある方	◆別世帯状況申立書 ・別世帯添付書類 ①各世帯の光熱水費領収書（直近のもの） ②各世帯の玄関の写真	⑪ —	※申請者自身で コピーの対応を お願いします。
☐	6	特別支援教育・保育（加配保育士の配置）を希望する方 ※申請を希望される場合、保育こども園課の窓口へ直接ご提出ください。 ※新規、再判定希望者のみ提出	◆特別支援教育・保育申請書 ・医療機関等が作成した「障がいの状況がわかる診断書」または「療育に関する意見書」（必須） ・身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書（該当者のみ）	— —	申請書様式は、 窓口にございます。

※保護者とは、父母、あるいは父母に代わって事実上子を監護する者を言い、事実婚・内縁・結婚予定で同居している方を含みます。

※代表保護者と児童の住所が異なる場合は、代表保護者の住民登録する市町村において支給認定申請を行う必要があります。

※必要に応じて、その他の書類を追加提出していただくことがあります。

3. 保育時間について

利用施設 （支給認定区分）	教育・保育の必要量	利用可能時間	要件
1号認定	教育	朝からお昼すぎまで （標準4時間、各施設で定める）	—
2・3号認定	保育（標準時間）	朝から夕方まで（最長11時間）	月120時間以上かつ週30時間以上の就労など
	保育（短時間）	朝から夕方前まで（最長8時間）	月64時間以上120時間未満かつ週16時間以上の労働など

※公立こども園は、1号の預かり保育を行っていません。

※2号・3号で認定された保育時間を超えて利用する場合は、延長保育の取扱いとなり、別途料金が発生します。

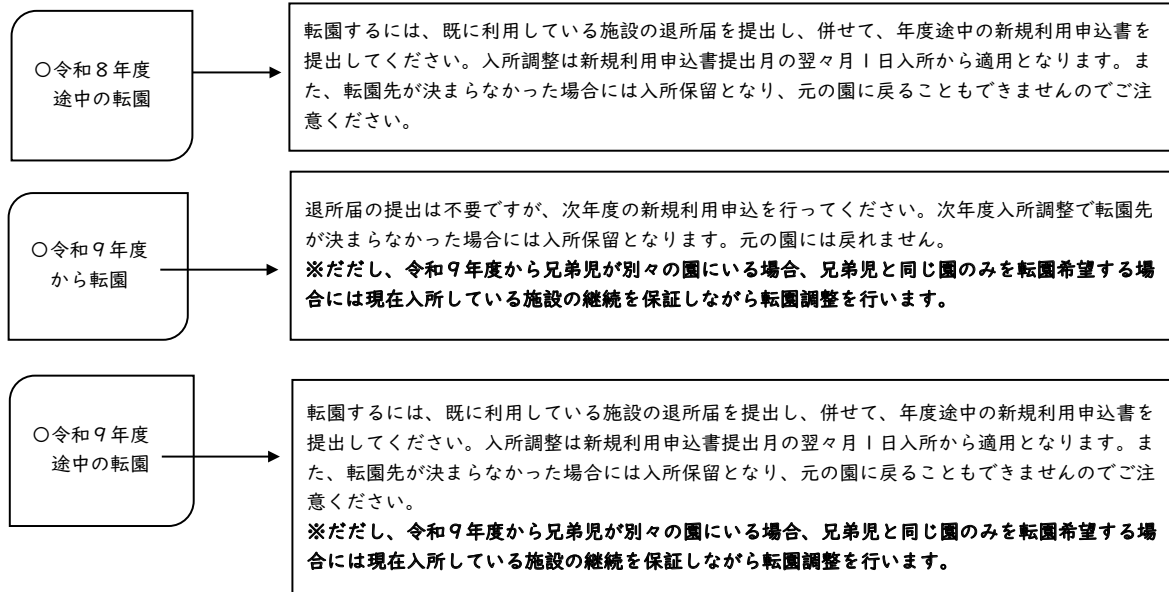
※保育短時間の利用時間帯は、各施設により異なります。どの時間帯で利用するか在園施設にてご相談ください。

※就労状況を確認する中で、就労時間の変更が判明した場合には、標準時間/短時間を適宜変更いたします。

※短時間認定であっても、通勤に時間がかかる等の理由で送迎時間に間に合わず、月に10回以上延長保育を利用している（あるいは見込みのある）方は、就労証明書・タイムカード等で勤務地、勤務状況等を審査した上で、申請した翌月から標準時間に変更できる場合があります。保育こども園課窓口で「利用要件変更申立書」と添付資料をご提出ください。

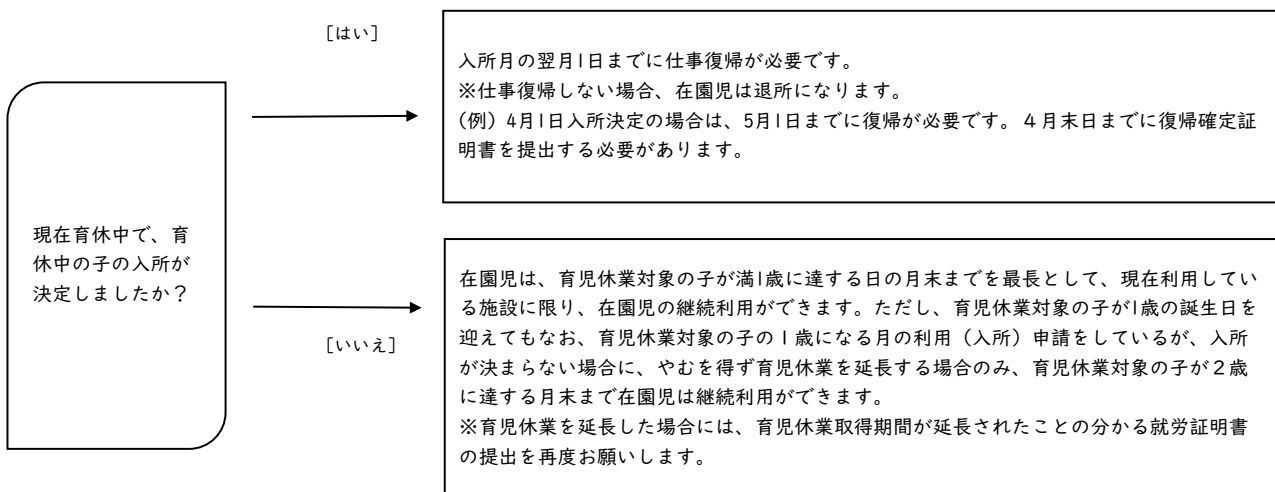
4. 現況確認の注意事項

○転園を検討している方へ



※新規申込において、育児休業からの復帰を前提（就労扱い）と、育児休業を継続（育児休業）を選択しお申込みいただきます。
 ※入所調整においては、育児休業からの復帰を前提（就労扱い）よりも、育児休業を継続（育児休業）の方が優先度が下がります。

○育児休業取得中の継続利用の方へ



5. 利用者負担額等（保育料）について

- ・利用者負担額等（保育料）は、世帯の市町村民税額の合算額と、世帯の状況で決まります。
- ・0～2歳児クラスの保育料は、階層別保育料算定表をもとに決定しています。
- ・3歳児以上の保育料は無償化されましたが、別途、給食費が発生します。給食費は主食費と副食費に分かれています。

○算定について

（1）算定基準年度について

前期保育料（令和9年4月から8月分まで）は「**令和8年度**」の市町村民税課税額、後期保育料（令和9年9月から令和10年3月分まで）は「**令和9年度**」の市町村民税課税額で算定されます。

（2）税額控除等について

算定根拠となる市町村民税の額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除等の税額控除適用前の税額です。

（3）主宰者加算について

利用者負担額算定の根拠となる市町村民税額は、基本的には父母それぞれの課税額の合計で算定します。保護者（父母）の市町村民税所得割・均等割額が0円の場合には、同居家族で最も所得が高い、あるいは納税額が多い方をその世帯の生計を担う主宰者とみなし、保育料の算定根拠に含めます。ただし、収入の有無・税の扶養状況等から生計が別であると認められた場合は、保育料の算定根拠から除外されることがあります。

階層別保育料算定表

【保育（2号・3号）】

階層 区分	定 義		きょうだいの 数え方	0 ～ 2 歳児クラス			3 歳児以上クラス			きょうだいの 数え方
				第 1 子	第 2 子	第3子以降	全員	第 1、2子	第3子以降	
				保育料 上段→標準時間 下段→(短時間)			保育料	給食費		
10	生活保護世帯		生計同一の児童の数	0 (0)	0 (0)	無 償	無 償	※主食費及び副食費 の額は各施設で異な ります。 (P 7 ～参照)		生計同一の児童の数
2A	市町村民税 非課税世帯	ひとり親等		0 (0)	0 (0)					
2B		ひとり親等 以外		0 (0)	0 (0)					
3A	市町村民税 均等割額のみ課税世帯	ひとり親等		6,850 (6,750)	0 (0)					
3B		ひとり親等 以外		15,400 (15,200)	7,700 (7,600)					
3C	1円～ 48,599円	ひとり親等		7,100 (7,000)	0 (0)			主食費 のみ (副食費免除)		
3D		ひとり親等 以外		15,900 (15,700)	7,950 (7,850)					
4A	48,600円～ 57,699円	ひとり親等		9,000 (9,000)	0 (0)			主食費 のみ (副食費免除)		
4B		ひとり親等 以外		24,000 (23,600)	12,000 (11,800)					
4C	57,700円～ 77,100円	ひとり親等		9,000 (9,000)	0 (0)			無 償		
4D		ひとり親等 以外		24,000 (23,600)	12,000 (11,800)					
4E	77,101円～96,999円		小学校就学前で教育・保育施設等※を 利用している児童の数	24,000 (23,600)	12,000 (11,800)	無 償	無 償	主食費 のみ (副食費免除)	小学校就学前で教育・保育施設等※を 利用している児童の数	
5A	97,000円～120,999円			24,000 (23,600)	12,000 (11,800)					
5B	121,000円～144,999円			29,800 (29,300)	14,900 (14,650)					
5C	145,000円～168,999円			33,000 (32,500)	16,500 (16,250)					
6A	169,000円～234,999円			36,000 (35,400)	18,000 (17,700)					
6B	235,000円～300,999円			41,200 (40,500)	20,600 (20,250)					
7	301,000円～396,999円			46,500 (45,800)	23,250 (22,900)					
8	397,000円～			61,000 (60,000)	30,500 (30,000)					
				78,000 (76,700)	39,000 (38,350)	主食費 ＋ 副食費				

※「ひとり親等」とは、母子世帯、父子世帯、在宅障がい者のいる世帯のことです。

※対象施設は、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援または医療型児童発達支援サービス利用者です。

税申告はお済でしょうか？まだの方はお早めに！

保護者の所得内容が不明、または未申告の世帯は、保育料が最高78,000円に設定されてしまいます。税申告がまだの方は、お早めに申告を行ってください。

所得が0円、あるいは扶養に入っている方も必ず申告手続きをお願いします。（お手続きは税務署または市税務課にて行う必要があります。）



階層別保育料算定表

【教育（Ⅰ号）】

階層区分	定義			第1子	第2子	第3子以降	きょうだいの数え方
1	生活保護世帯			主食費のみ (副食費免除)		※主食費及び副食費の額は各施設で異なります。 (P7～参照)	生計同一の児童の数
2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯		ひとり親等				
			ひとり親等以外				
3	第1階層を除き、市町村民税の所得割合算額の区分が次の区分に該当する世帯	48,601円未満	ひとり親等				
			ひとり親等以外				
		77,101円未満	ひとり親等				
			ひとり親等以外				
4		97,001円未満	主食費＋副食費				
				211,201円未満			
				211,201円以上			
5						小学校3年生以下の児童の数	

給食費について

◆3歳以上の児童は、主食費・副食費のお支払いが必要です。副食費の免除がある世帯は通知書によってお知らせします。

・公立認定こども園の給食費（喜屋武、真壁、糸満南）

1号	主食費700円/月	副食費3,800円/月
2号	主食費700円/月	副食費5,600円/月

・私立認定こども園、私立保育園、幼稚園の給食費は各施設で設定します。詳細は各施設にお問い合わせ下さい。

○納付について

※糸満市への納付について、納め忘れ・納め間違いを防ぐため、口座振替を推奨しております。お手続きにつきましては13ページ（よくある質問Q&A）のQ19をご覧ください。

・0～2歳児クラスの納付先

施設分類	納付先	支払方法、納付期限
公立認定こども園 私立保育所	糸満市	口座振替、毎月20日
私立認定こども園 幼稚園 小規模保育事業所	各施設	各施設により徴収します

・3歳児以上クラスの納付先

施設分類	納付先	支払方法、納付期限
公立認定こども園	糸満市	口座振替、毎月20日
私立保育所 私立認定こども園 私立幼稚園	各施設	各施設により徴収します

○保育料の変更について

(1) 世帯の状況が変わった時

婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当の支給開始・停止、障がい世帯への変更等で世帯の状況が変わった場合には、必ず保育こども園課まで届け出てください。世帯の変更に伴う保育料の変更は、届け出た翌月からの適用となります。

(2) 所得の内容が変わった時

修正申告等により所得の内容が変わった場合は、保育こども園課で事実を把握した時の翌月から保育料を変更します。

また、倒産等による失業、疾病等の不測の事態により著しい収入の減少（前年の3割以上）があり、納入が困難となった場合には減免される場合があります。減免は申請手続きが必要です。詳細は保育こども園課までお問い合わせください。

(3) 保護者の課税情報が確認できない時

① 保護者の課税年の1月1日時点の住所地が他市町村だった世帯

課税年の1月1日時点で他市町村在住だった方は、課税情報が確認できるまでは最高額で決定します。

正しく利用者負担額を算定する為には、次のア～ウのいずれかをご提出ください。

※保護者2人とも他市町村在住だった場合は、2人分の書類が必要です。（非課税や扶養控除に入っている場合も必要）

ア) 個人番号（マイナンバー）届出書（保育こども園課様式）

イ) 市町村民税課税証明書

ウ) （国外就労の場合）年間収入を証明する書類

② 保護者が未申告の世帯

未申告の方は、税額が確認できない為、最高額で決定します。正しい利用者負担額を算定する為には、お早めに税申告を行ってください。（非課税や扶養控除に入っている場合も必要）

※上記①②において課税情報が確認できた場合は、年度内に限り遡って保育料を変更します。

(4) 還付等について

利用者負担額（保育料）に変更があったとき、生じた差額については、還付、追加徴収、還付金を未納分に充てる（未納充当）等の調整を行います。

○無償化について

すでに保育所や認定こども園等を利用している場合には、教育・保育認定を受けていることになるため、新たな手続きは不要です。

◇無償化のための給付認定について

3歳児以上の利用者負担額等（保育料）において、無償化給付を受けるためには、給付認定が必要となります。しかし、認定こども園（教育）や新制度移行幼稚園に通う方で預かり保育の利用を希望する場合、または認可外施設等を利用している方は、無償化給付を受けるために、施設型利用給付認定（新1～新3号）を受ける必要があります。（下記「無償化の範囲について」参照）申請様式は、糸満市保育こども園課に設置していますので、必要に応じてお問い合わせください。また、ホームページからも様式がダウンロードできます。

なお、申請前の利用に関する給付は行いません。該当する方は利用前に申請するよう予めご確認願います。

○無償化の範囲について

子どもの年齢		3歳児以上クラス		0～2歳児クラス		
保育の必要性		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況		-	-	非課税世帯	課税世帯	-
施設・サービスの種類	認可保育所	無償	利用不可	無償	無償化の対象外	利用不可
	認定こども園（保育）	無償	無償			-
	新制度移行幼稚園					
	教育施設の預かり保育	11,300円/月 まで無償 R8.10.1～ 12,300円/月 まで無償	無償化の対象外	-	-	-
	・認可外施設 ・病児保育 ・ファミリーサポート ・一時預かり	注) 合計して 37,000円/月 まで無償 R8.10.1～ 注) 合計して 40,300円/月 まで無償	無償化の対象外	注) 合計して 42,000円/月 まで無償 R8.10.1～ 注) 合計して 45,700円/月 まで無償	無償化の対象外	

注) 既に教育・保育施設の支給認定を受けている児童は、施設等利用給付の対象外となります。

※ 3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも無償化されます。

※ 年度途中で満3歳児となった児童は教育認定（1号）の対象となりますが、教育施設の預かり保育については、非課税世帯のみ無償化の対象となります。

※ 令和6年10月から、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象外となります。詳しくは沖縄県ホームページ等にてご確認ください。

6. 教育・保育施設等一覧

※料金、時間、人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は施設にてご確認ください。

◇私立保育所◇

施設名 (住所)	認定	利用定員（変更予定含む）							0歳児 受入	開所日・時間	延長保育を行 う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額 (主食費・副食費)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
ときわ保育園 (潮平741-1) Tel.098-994-4734	保育 2号 3号	18	24	24	24	25	25	140	5ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～18:50 (月～金)	月契約はありません	18:00～18:30/200円 18:31～18:50/200円※ 検討中	6,000円 (主食:1,300円) (副食:4,700円) ※検討中
みなみ保育園 (糸満1532-1) Tel.098-992-4977	保育 2号 3号	6	18	24	24	24	24	120	5ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	第1子 4,000円/月 第2子 3,000円/月 以降 2,000円/月	300円/時	7,000円 (主食:1,500円) (副食:5,500円)
さわやか保育園 (照屋435) Tel.098-994-9125	保育 2号 3号	3	6	6	10	10	10	45	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	第1子 4,000円/月 第2子 3,000円/月 以降 2,000円/月	300円/時	6,500円 (主食:1,500円) (副食:5,000円)
西川保育園 (西崎1-35-3) Tel.098-994-7908	保育 2号 3号	6	12	18	18	18	18	90	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	200円/30分	6,500円 (主食:1,700円) (副食:4,800円) ※土は別途300円/日
はなご保育園 (西崎町3-91-1) Tel.098-995-4525	保育 2号 3号	6	12	28	28	28	28	130	5ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	200円/30分 (7:00～9:00) (16:01～18:00) (18:31～19:00) 250円/30分 (18:01～18:30)	6,000円 (主食:1,500円) (副食:4,500円)
あはごん保育園 (阿波根751-7) Tel.098-852-3011	保育 2号 3号	—	—	18	24	24	24	90	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	第1子 4,000円/月 第2子 3,000円/月 以降 2,000円/月	300円/時	7,000円 (主食:1,500円) (副食:5,500円)
あはごん保育園 (分園) (阿波根1126-10) Tel.098-852-3011	保育 3号	12	18	—	—	—	—	30	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	第1子 4,000円/月 第2子 3,000円/月 以降 2,000円/月	300円/時	—
まつの木保育園 (糸満171) Tel.098-994-5821	保育 2号 3号	—	—	18	20	21	21	80	—	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	300円/30分	6,000円 (主食:1,500円) (副食:4,500円)
まつの木保育園 (分園) (西川町20-13) Tel.098-994-5821	保育 3号	5	15	—	—	—	—	20	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	300円/30分	—
しおひら保育園 (潮平731-1) Tel.098-994-0700	保育 2号 3号	10	15	15	16	17	17	90	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	第1子 4,000円/月 第2子 3,000円/月 以降 2,000円/月	300円/時	6,500円 (主食:1,000円) (副食:5,500円)
すぎの子保育園 (糸満1518-1) Tel.098-992-2777	保育 2号 3号	6	15	15	17	18	19	90	6ヶ月	7:30～18:30 (月～土)	18:30～19:30 (月～金)	第1子 4,000円/月 第2子 3,000円/月 以降 2,000円/月	200円/30分	6,500円 (主食:1,500円) (副食:5,000円)
ゆりかご保育園 (阿波根1557-3) Tel.098-992-1700	保育 2号 3号	3	6	6	11	12	12	50	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	200円/30分	6,300円 (主食:1,500円) (副食:4,800円) 土は別途300円/日
くわのみ保育園 (西崎1-2-5) Tel.098-996-4535	保育 2号 3号	3	6	12	20	14	15	70	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	300円/30分 ※検討中	7,000円 (主食:1,500円) (副食:5,500円)
りんごの木保育園 (潮平337-1) Tel.098-994-1941	保育 2号 3号	6	12	12	20	20	20	90	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	18:00～18:30/300円 18:00～19:00/500円※ 変更の可能性あり	6,500円 (主食:1,500円) (副食:5,000円) ※土は別途300円/日 変更の可能性あり
きゃんぱす糸満武 富保育園 (武富134-1) Tel.098-851-4572	保育 2号 3号	12	12	12	14	15	15	80	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	①短時間園児 250円/時 ②標準時間園児 300円/時	6,500円 (主食:1,500円) (副食:5,000円)

(裏面へ続く)

◇公立認定こども園◇

施設名 (住所)	認定	利用定員 (変更予定含む)							0歳児 受入	開所日・時間	延長保育を行 う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額 (主食費・副食費)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
喜屋武こども園 (喜屋武433-1) Tel.098-997-3663	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	3・4歳児 8:30～13:30 5歳児 8:30～14:00 (月～金)	—	—	—	教育(1号) 4,500円 (主食:700円) (副食:3,800円) 保育(2号) 6,300円 (主食:700円) (副食:5,600円) ※系満南こども園は ケータリングのため 「卵、乳」以外の アレルギー対応が 出来ません。 予めご確 認をお願いします。
	保育 2号 3号	3	6	12	15	15	25	76	6ヶ月	7:30～18:30 (月～土)	18:30～19:30 (月～金)	3,500円/月 (18:30～19:30) ※標準時間のみ	150円/30分 (7:30～9:00) (16:30～18:30) (19:00～19:30) 200円/30分 (18:30～19:00)	
真壁こども園 (真壁1932) Tel.098-997-2833	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～14:00 (月～金)	—	—	—	教育(1号) 4,500円 (主食:700円) (副食:3,800円) 保育(2号) 6,300円 (主食:700円) (副食:5,600円) ※系満南こども園は ケータリングのため 「卵、乳」以外の アレルギー対応が 出来ません。 予めご確 認をお願いします。
	保育 2号 3号	6	12	12	15	20	20	85	6ヶ月	7:30～18:30 (月～土)	18:30～19:30 (月～金)	3,500円/月 (18:30～19:30) ※標準時間のみ	150円/30分 (7:30～9:00) (16:30～18:30) (19:00～19:30) 200円/30分 (18:30～19:00)	
系満南こども園 (潮崎町3-1) Tel.098-994-3734	教育 1号	—	—	—	10	12	12	34	—	8:30～14:00 (月～金)	—	—	—	教育(1号) 4,500円 (主食:700円) (副食:3,800円) 保育(2号) 6,300円 (主食:700円) (副食:5,600円) ※系満南こども園は ケータリングのため 「卵、乳」以外の アレルギー対応が 出来ません。 予めご確 認をお願いします。
	保育 2号 3号	—	—	—	10	18	18	46	—	7:30～18:30 (月～土)	18:30～19:30 (月～金)	3,500円/月 (18:30～19:30) ※標準時間のみ	150円/30分 (7:30～9:00) (16:30～18:30) (19:00～19:30) 200円/30分 (18:30～19:00)	

◇私立認定こども園◇

施設名 (住所)	認定	利用定員 (変更予定含む)							0歳児 受入	開所日・時間	延長保育を行 う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額 (主食費・副食費)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
光洋こども園 (西崎3-7-14) Tel.098-992-1888	教育 1号	—	—	—	7	5	13	25	—	8:30～14:00 (月～金)	①14:00～18:30 ②8:30～18:30 (月～金・夏季休 暇)	10,000円/月 (夏季休暇)	①530円/日 ②480円/日	7,500円 (主食:3,000円) (副食:4,500円)
	保育 2号 3号	—	—	—	15	15	15	45	—	7:30～18:30 (月～土)	18:30～19:00 (月～金)	月契約はありません	150円/30分 (7:30～8:30) (16:01～18:30) 200円/30分 (18:31～19:00)	8,500円 (主食:4,000円) (副食:4,500円)
兼城こども園 (座波611-6) Tel.098-994-7914	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～14:30 (月～金)	①7:00～8:30 (月～金) ②14:30～18:00 (月～金) ③14:30～16:00 (月預かり契約・月 ～金) ④8:30～14:30 (土曜、夏季休暇)	③ 5,000円/月 (月～金) ③ 10,000円/月 夏季休暇 8:30～16:00	①② 200円/30分 ④ 1,500円/日 ※新2号は平日7時～18時の 預かり保育料無償	5,500円 (主食:1,700円) (副食:3,800円) ※新2号、月預かりの 給食費は2号と同額
	保育 2号 3号	3	6	12	15	17	17	70	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00	月契約はありません	200円/30分	6,500円 (主食:1,700円) (副食:4,800円) ※土は別途300円/日
西崎どろんこ保育 園 (西崎2-4-2) Tel.098-992-3644	教育 1号	—	—	—	5	10	10	25	—	8:30～15:30 (月～土)	7:00～8:30 15:30～20:00 (月～土)	—	【8:30～15:30を超える時間の 利用】 7:00～8:30 1回あたり1,000円/日額 15:31～17:00 1回あたり1,000円/日額 17:01～18:00 1回あたり1,000円/日額 【19:01～20:00を超える時間の 利用】 ※1000円/1hに加え、以下の保 育料を加算 19:01～19:30 30分あたり500円/日額 19:31～20:00 30分あたり1,000円/日額	8,600円
	保育 2号 3号	—	—	—	15	20	20	55	—	7:30～18:30 (月～土)	7:00～7:30 18:30～20:00 (月～土)	【標準認定】 7:00～7:30 30分あたり5,000円/月額 18:31～19:30 30分あたり5,000円/月額 19:31～20:00 30分あたり10,000円/月額 【短時間認定】 月極の延長保育はなし	【標準認定】 7:00～7:30 30分あたり500円/日額 18:31～19:30 30分あたり500円/日額 19:31～20:00 30分あたり1,000円/日額 【短時間認定】 7:00～8:30 30分あたり500円/日額 16:30～19:30 30分あたり500円/日額 19:31～20:00 30分あたり1,000円/日額	8,600円

(続き)

※料金、時間、人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は施設にてご確認ください。

◇私立認定こども園◇

施設名 (住所)	認定	利用定員 (変更予定含む)							0歳児 受入	開所日・時間	延長保育を行 う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額 (主食費・副食費)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
ちくば認定こども園 (大里741-13) Tel.098-994-2179	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:00～16:00 (月～金)	①7:00～8:00 (月～金) ②16:00～18:00 (月～金) ③7:00～18:00 (土曜日)	① 300円/日 4,500円/月 ② 500円/日 7,500円/月 ③1,500円/日		6,400円 (主食:1,280円) (副食:5,120円) ※変更の可能性あり
	保育 2号 3号	9	21	25	38	38	39	170	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金) 土曜日は延長 保育なし	200円/30分 (月契約はありません)		8,000円 (主食:1,600円) (副食:6,400円) ※変更の可能性あり
糸満ちくば 第2こども園 (糸満1736-3) Tel.098-851-8778	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:00～16:00 (月～金)	①7:00～8:00 (月～金) ②16:00～18:00 (月～金) ③7:00～18:00 (土曜日)	① 300円/日 4,500円/月 ② 500円/日 7,500円/月 ③1,500円/日		6,400円 (主食:1,280円) (副食:5,120円)
	保育 2号 3号	9	21	25	38	38	39	170	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金) 土曜日は延長 保育なし	200円/30分 (月契約はありません)		8,000円 (主食:1,600円) (副食:6,400円)
あいわこども園 (西崎5-33-2) Tel.098-894-6675	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～14:30 (月～金)	①7:00～8:30 (月～金) ②14:30～18:00 (月～金) ③14:30～16:00 (月預かり契約・月 ～金) ④8:30～14:30 (土曜、夏季休暇)	③ 5,000円/月 (月～金) ③ 10,000円/月 夏季休暇 8:30～16:00	①② 200円/30分 ④ 1,500円/日 ※新2号は平日7時～18時の 預かり保育料無償	5,500円 (主食:1,700円) (副食:3,800円) ※新2号、月預かりの 給食費は2号と同額
	保育 2号 3号	6	12	18	18	18	18	90	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	200円/30分	6,500円 (主食:1,700円) (副食:4,800円) ※土は別途300円/日
こひつじこども園 (大里1837-1) Tel.098-994-6916	教育 1号	—	—	—	2	4	4	10	—	8:30～14:00 (月～金)	7:00～8:30 14:00～18:00 (月～金、土 曜、夏季休暇)	450円/利用日数 (月～金) 800円/利用日数 (夏季休暇) (土) 1,000円/日	300円/時 500円/日	4,900円 (主食:1,400円) (副食:3,500円)
	保育 2号 3号	6	10	10	13	15	15	69	5ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～18:30 (月～金)	月契約はありません	200円/30分	7,000円 (主食:1,400円) (副食:5,600円) ※土は別途300円/日
津山幼稚園 (阿波根746) Tel.098-994-6714	教育 1号	—	—	—	20	20	20	60	—	8:00～14:30 (月～金)	①7:30～8:00 ②14:30～17:00 ③17:00～18:30 ④夏季休暇等8:00 ～17:00	①300円/日・4,500円/月 ②500円/日・7,500円/月 (おやつ込) ③300円/日・4,500円/月 ④1,000円/日・15,000円/月 (おやつ込)		7,000円 (主食:2,200円) (副食:4,800円)
	保育 2号 3号	—	—	—	25	25	20	70	—	7:30～18:30 (月～土)	①7:30～8:00 ②17:00～18:30 ※短時間のみのみ	①300円/日(朝 7:30～8:00) ②300円/日(夕 17:00～18:30) ※短時間のみのみ		8,000円 (主食:3,200円) (副食:4,800円) ※土曜日実費 1日400円 (牛乳おやつ込)
ゆりかご認定 こども園 (阿波根1550-1) Tel.098-851-3362	教育 1号	—	—	—	3	3	4	10	—	8:30～14:00 (月～金)	7:00～8:30 14:00～18:00 (月～金、夏季 休暇)	(月～金) 450円/日: 妻月契約 ※月契約無し又は延長の場合: 500円/時 (土曜預かり) 1,000円/日 (夏季休暇) 10,000円/月		5,700円 (主食:1,500円) (副食:4,200円) ※預かり利用者別途600 円/月 (副食) ※土は別途300円/日
	保育 2号 3号	2	6	10	10	11	11	50	—	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	200円/30分毎	6,300円 (主食:1,500円) (副食:4,800円) 土は別途300円/日
浜川こども園 (潮平774-1) Tel.098-992-2767	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～14:00 (月～金)	14:00～16:00 (月～金、夏季 休暇)	5,000円/月 満3歳児のみ (月～金) 10,000円/月 (夏季休暇)	①7時半～8時半 ②14時～16時 ③16時～18時 ①②③200円/時間 600円/日	6,000円 (主食:1,500円) (副食:4,500円) ※新2号の給食費は 2号と同額
	保育 2号 3号	12	14	26	26	26	26	130	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	200円/30分	7,000円 (主食:2,000円) (副食:5,000円) ※土は別途350円/日

(裏面へ続く)

令和9年度

(続き)

※料金、時間、人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は施設にてご確認ください。

◇私立認定こども園◇

施設名 (住所)	認定	利用定員 (変更予定含む)							0歳児 受入	開所日・時間	延長保育を行 う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額 (主食費・副食費)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
大地の子こども園 (兼城341) Tel098-994-9288	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:00～13:00 (月～金)	13:00～18:00 (月～金、夏季 休暇)	6,000円/月 (月～金) 10,000円/月 (夏季休暇)	500円/日 (月～金) 1,000円/日 (土)	6,000円 (主食：1,500円) (副食：4,500円) ★新2号の給食費は2号 と同額、土は別途300 円/日 ※金額変更の可能性あり
	保育 2号 3号	9	15	15	17	17	17	90	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～18:30 (月～金)	月契約はありません	300円/30分	7,000円 (主食：2,000円) (副食：5,000円) ★土は別途300円/日 ※金額変更の可能性あり
米須こども園 (大度84) Tel098-851-4027	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:15～14:00 (月～金)	14:00～18:15 (月～金、夏季 休暇)	5,000円/月 月～金 14:00～18:15 10,000円/月 月～金 8:15～18:15 ※夏季休暇	500円/日	4,000円 (主食：1,000円) (副食：3,000円)
	保育 2号 3号	6	12	15	15	15	15	78	6ヶ月	7:15～18:15 (月～土)	18:16～19:15 (月～金)	3,500円/月 18:16～19:15 ※標準時間のみ	※標準時間 200円/時 18:16～18:45 150円/時 18:46～19:15 ※短時間保育 150円/30分	6,000円 (主食：1,000円) (副食：5,000円)
みつる認定こども園 (真栄里2041-3) Tel098-992-5300	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～14:00 (月～金)	①7:00～8:30 ②14:00～17:00 ③17:00～18:00 (月～金、夏季休 暇)	①4,000円 ②8,000円 ③4,000円 (夏季休暇8月) 8:30～14:00 8,000円 14:00～17:00 4,000円	①③20分毎100円 ②500円/日	5,100円 (主食：1,500円) (副食：3,600円) ※変更の可能性あり
	保育 2号 3号	6	12	18	18	18	18	90	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00	(1時間) 4,000円	20分毎100円	7,000円 (主食：1,500円) (副食：5,500円) ※土は別途340円/日 ※変更の可能性あり
新島こども園 (賀数218-1) Tel098-994-2625	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～15:00 (月～金)	①7:30～8:30 ②15:00～18:00 ③長期休暇 春・夏・冬	①2,000円 ②月額なし ③月額なし	①200円/時 ②450円/日 ③500円/日	5,760円 (主食：880円) (副食：4,880円)
	保育 2号 3号	12	20	22	25	25	25	129	5ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00	第1子 4,000円 第2子 3,000円 以降 2,000円	300円/時	7,200円 (主食：1,100円) (副食：6,100円) ※土曜日利用なし 1回250円減算
のびしろこども園 (潮平375) Tel098-987-1412	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:00～14:00 (月～金)	①14:00～18:00 (月～金) ②18:00～19:00 (月～金) ③8:00～18:00 (土、長期休暇)	① 500円/日 ② 300円/時 ③1,500円/日		5,000円 (主食：1,200円) (副食：3,800円) ※令和8年度調整中
	保育 2号 3号	3	5	6	6	5	5	30	5ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	第1子 4,000円 第2子 3,000円 以降 2,000円	300円/時	7,500円 (主食：1,500円) (副食：6,000円) ※令和8年度調整中

◇私立幼稚園◇

施設名 (住所)	認定	利用定員 (変更予定含む)				開所日・時間	預かり保育を行う 時間帯	預かり保育の利用料
		3歳	4歳	5歳	計			日単位
ゴスペル幼稚園 (糸満1693-2) Tel098-994-2145	教育 (1号)	15	15	15	45	8:00～14:00 (月～金)	14:00～18:30 (月～金)	500円/1日

◇地域型保育事業所[小規模保育事業所]◇

施設名 (住所)	認定	利用定員(変更予定含む)				連携施設	0歳児 受入	開所日・時間	延長保育を行 う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額 (主食費・副食費)
		0歳	1歳	2歳	計					月単位	時単位	
ココカラ保育園 (真栄里1420-1) Tel.098-996-2418	保育 3号	5	7	7	19	さわやか保育園 すぎの子保育園 みつる認定こども園 糸満南こども園	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	300円/30分	—
いっば保育園 (西崎町3-510-54) Tel.098-987-1808	保育 3号	4	6	7	17	はなかが保育園 光洋こども園	5ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	200円/30分 250円/30分 (18:31～19:00)	—
チャイルドハウス 西崎 (西崎1-33-2) Tel.098-996-3111	保育 3号	6	13	—	19	西川保育園 あいわこども園 くわのみ保育園 兼城こども園 (2歳児クラスから)	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～18:30 (月～金)	月契約はありません	200円/30分	—
チャイルドハウス ネクスト (西崎1-33-2) Tel.098-996-3111	保育 3号	6	6	7	19	西川保育園 あいわこども園 兼城こども園 (3歳児クラスから)	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～18:30 (月～金)	月契約はありません		—
浜川きらり・キッズ (潮平774-1) Tel.098-992-2767	保育 3号	9	10	—	19	浜川こども園 (2歳児クラスから)	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	200円/30分	—
ゆりかごチャイルド (西崎町3-492 2階) Tel.098-851-5181	保育 3号	3	3	6	12	ゆりかご保育園 ゆりかご認定こども園	6ヶ月	7:30～18:30 (月～土)	18:30～19:00 (月～金)	月契約はありません	200円/30分	—
たんばぼ保育園 (西崎町3-510-136) Tel.098-987-0526 ※利用定員変更の可 能性あり	保育 3号	6	6	6	18	新島こども園 しおひら保育園 りんごの木保育園	5ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～18:30 (月～金)	月契約はありません	300円/30分	—
あいりす保育園 (糸満388) Tel.098-987-1360	保育 3号	6	6	7	19	こひつじこども園 まつの木保育園 糸満ちくば第2こども園	5ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	4,000円/月	20分毎 100円	—
ぶていはなかが (西崎3-510-157) Tel.098-996-2144	保育 3号	6	12	—	18	はなかが保育園 (2歳児クラスから)	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	月契約はありません	200円/30分 (7:00～9:00) (16:01～18:00) (18:31～19:00) 250円/30分 (18:01～18:30)	—
にじのはし保育園 (西崎1-13-3) Tel.098-992-5661	保育 3号	5	7	7	19	光洋こども園 西崎どろんこ保育園	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	5,000円/月	300円/30分 ※変更の可能性あり	—
ドリーム児童園 (潮平459) Tel.098-994-5088	保育 3号	6	6	7	19	りんごの木保育園 兼城こども園	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	3,500円/月	300円/30分	—
はとばっぼ保育園 (西崎2-36-2) Tel.098-994-2360	保育 3号	5	6	8	19	光洋こども園 くわのみ保育園 西崎どろんこ保育園	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	5,000円/月	300円/30分	—
もみじ保育園 (潮平713-6 102号) Tel.098-992-6661	保育 3号	6	6	7	19	光洋こども園 兼城こども園	5ヶ月	7:30～18:30 (月～土)	18:30～19:00 (月～金)	月契約はありません	300円/30分	—
るみえーstar はいくえん (潮崎町3-5-6) Tel.098-840-8055	保育 3号	6	6	7	19	あはごん保育園 糸満ちくば第2こども園 糸満南こども園 みなみ保育園	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～19:00 (月～金)	4,000円/月	300円/時	—
大地の子おひさま 保育園 (糸満1557番1) Tel.098-994-5650	保育 3号	6	6	6	18	大地の子こども園 糸満ちくば第2こども園 糸満南こども園	6ヶ月	7:00～18:00 (月～土)	18:00～18:30 (月～金)	月契約はありません	300円/30分	—
津山ひまわり園 (阿波根852-1) Tel.098-894-6716	保育 3号	6	6	7	19	津山幼稚園	6ヶ月	7:30～18:30 (月～土)	18:30～19:00 (月～金)	月契約はありません	300円/30分	—

7 ～よくある質問Q & A～

【現況届に関すること】

Q1. 現況届は、保育こども園課へ提出できますか。

A1. 原則、現在入所している教育・保育施設へ提出となります。

Q2. 就労証明書に記入漏れがありました。自分で追加記入してもいいですか。

A2. 就労証明書や診断書等は証明者が事実に基づき記入するものであり、保護者が追記することは不正な証明にあたりますので、絶対に行わないで下さい。保護者自身で記入したことが発覚した場合、その証明は無効となります。

Q3. 現況届の提出後、結果はいつ分かりますか。

A3. 在園児の次年度の継続利用の結果については、12月下旬から翌年1月にかけて内定通知を送付し、3月頃に支給認定通知を送付する予定です。

Q4. きょうだいで申込の場合、各種証明書はきょうだい全員分必要ですか。

A4. 原本は1枚で結構ですが、人数分のコピーをご用意ください。きょうだいで申込する際の各種書類は、原本を上の子に、下の子にコピーを添付して下さい。保育こども園課でのコピーは行いません。

Q5. 先日、保育こども園課に変更申請の手続きで診断書を提出したばかりです。現況確認にコピーを提出しても良いですか。

A5. 各種証明書の有効期限は3か月です。証明日から3か月以内のもので内容に変更がなければコピーをご提出いただいて構いません。

【支給認定に関すること】

Q6. 出産を予定しています。上の子を継続して預けることができますか（1号認定を除く）。

A6. 妊娠・出産を事由に申し込む場合、出産予定日の2か月前の月初日から出産日の3か月後の月末日まで認定及び施設利用ができます。

産後2か月後の月末日までに、妊娠・出産における認定期間満了後の事由が確認出来ない場合、退所となります。

Q7. 保護者に持病があり、家庭保育することができない場合、継続して預けることができますか（1号認定を除く）。

A7. お子さんを家庭で保育することができない旨の記載のある医師の診断書（市指定様式）を添付のうえ、利用申込を行ってください。「保護者の疾病（または障害）」として支給認定が受けられ、療養期間内において継続利用が可能となります。

Q8. 保育標準時間と保育短時間の違いは何ですか。

A8. 保護者の保育を必要とする事由によって、保育時間（利用可能な時間）が異なります。保育標準時間が11時間、保育短時間が8時間となります。

Q9. 申込書提出後、勤務先が変わりました。手続きは必要ですか。

A9. 提出書類の内容に変更があった場合は、速やかに保育こども園課へ関係書類を提出してください。就労確認の際、退職していることが判明した場合は退所となる場合がありますのでご注意ください。

Q10. 就労時間が変わったので、保育施設に預ける時間を長くしたいです。

A10. 速やかに就労証明書等の書類を保育こども園課に提出下さい。認められた場合には、原則として変更申請書類を提出した日の翌月1日から保育時間を変更します。なお、離職などの事実があるにも関わらず、正当な理由なく市に届け出ないまま保育標準時間を利用していることが判明した場合などには、支給認定を取り消すことがありますのでご注意ください。

Q11. 家族構成（離婚・再婚・祖父母と同居等）や、世帯の状況、利用要件が変更になった場合は手続きが必要ですか。

A11. 速やかに変更申請等の手続きを行ってください。原則として申請のあった翌月から支給認定を変更します。

Q12. 短時間保育を利用していますが、6月は職場の繁忙期を迎える為、送迎時間に間に合いそうにありません。繁忙期間中だけ標準時保育に変更できますか。

A12. 短時間認定であっても、繁忙期や通勤に時間がかかる等の理由で送迎時間に間に合わず、月に10回以上延長保育を利用している（あるいは見込みのある）方は、就労証明書・タイムカードで勤務地、勤務状況等を審査した上で標準時間に変更できる場合があります。保育こども園課窓口で「利用要件変更申立書」と添付資料をご提出ください。なお、繁忙期理由の場合の標準時間認定は最長3か月とし、以後は書類を改めて提出していただき再審査の上更新します。

Q13. 仕事を退職することになりました。保育施設をこのまま利用してよいですか。

A13. 保育を必要とする理由がない場合は退所となります。ただし、他に保育を必要とする理由（求職活動、疾病等）が認められた場合は、継続利用が可能となりますので、保育こども園課にてお手続きください。

(続き)

【支給認定に関すること】

Q14. 育休中も上の子は保育園に通えますか。

A14. 育児休業取得期間中は、原則として、育児休業取得対象の子ども（以下「下の子」）が、満1歳に達する日の月末までを最長として、現在利用中の子ども（以下「上の子」）は保育施設を継続利用することができます。ただし、下の子の1歳になる月の利用（入所）申請をしているが、入所が決まらなかった為、やむを得ず育児休業を延長した場合は、延長後の就労証明書を提出した上で、最長、下の子が満2歳に達する日の月末まで、上の子は継続利用することができます。

なお、下の子の利用申込遅れ等は育休継続利用の要件にはなりません。満1歳に達する月の2ヶ月前までには必ず申し込みください。また、継続利用する場合は、育児休業を延長した就労証明書等をご提出ください。

※下の子の入所が決まった際は、下の子の入所月の翌月1日までに復帰が必要です。復帰できない場合、上の子と下の子共に退所となりますので、ご注意ください。

【利用者負担額（保育料）に関すること】

Q15. 利用者負担額（保育料）はどのように算定されていますか。

A15. 利用者負担額（保育料）は、世帯の市町村民税額の合算額と、世帯の状況で決定されます。前期保育料（4月から8月分まで）は「前年度」の市町村民税課税額、後期保育料（9月から翌年3月分まで）は、「今年度」の市町村民税課税額で算定されます。

ただし、父母の市町村民税所得割額、均等割額ともに0円の場合は、同住所親族等（祖父母やきょうだい）の中で最多収入または最多納税者の課税額も合算し算定します。

Q16. 年度途中で3歳になったら、利用者負担額（保育料）は変更になりますか。

A16. 利用者負担額は4月1日時点の年齢を基準とするため、年度途中での変更はありません。

Q17. 離婚・再婚をしました。利用者負担額（保育料）はいつから変更になりますか。

A17. 離婚・再婚・障が世帯への変更等、世帯の状況が変わった場合は速やかに保育こども園課へ届け出ください。届け出た日の翌月から利用者負担額（保育料）が変更になる場合があります。必要書類については、P2をご確認ください。

Q18. 欠席をした場合、利用者負担額（保育料）は日割り計算されますか。

A18. 欠席の有無に関わらず、利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。

Q19. 利用者負担額（保育料）の納付を口座振替にできますか。

A19. 公立認定こども園（全クラス）、私立保育園（0歳児～2歳児クラスに限る）については口座振替依頼書に必要事項をご記入いただき、指定金融機関窓口へ提出してください。引き落とし日は毎月20日です。（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

私立保育園（3歳児～5歳児クラス）、私立認定こども園及び小規模保育事業所については各園への直接支払いとなりますので、納付方法や納付期限についても各園にお問い合わせ下さい。

Q20. 公立と私立で利用者負担額（保育料）は違いますか。

A20. 糸満市において公立と私立で利用者負担額（保育料）の違いはありません。ただし、利用者負担額（保育料）以外の給食費や、施設により教材費等の追加費用がありますので、事前に各施設へご確認ください。

Q21. きょうだいで保育施設を利用すると、利用者負担額（保育料）は安くなりますか。

A21. 世帯の所得やきょうだい児の入所施設状況により、利用者負担額（保育料）の軽減を受けることができる場合があります。これを多子軽減といいます。第一子は全額、第二子は半額、第三子は無料です。多子軽減に該当する子どもの基準は認定区分（1号-3号）や所得階層により異なります。

Q22. 祖父母と同居していますが、生計は全く別です。利用者負担額（保育料）はどのように算定されますか。

A22. 利用者負担額算定の根拠となる市町村民税額は、基本的には保護者（父母）それぞれの課税額の合計で算定します。保護者（父母）の市町村民税所得割・均等割額が0円の場合には、同住所親族等（祖父母やきょうだい）で最も所得が高い、あるいは納税額が多い方をその世帯の生計を担う主宰者とみなし、保育料の算定根拠に含めます。ただし、保護者の申立てにより、収入の有無・税の扶養状況等から生計が別であると認められた場合、保育料の算定根拠から除外されることがあります。

Q23. 保育料の督促状が届きました。どうしたら良いですか。

A23. 保育料を糸満市に納める必要がある場合、納付しないまま納付期限が過ぎると、督促料や延滞金が付くことがあります。さらに滞納が続くと、給与差押え等の処分を受けることもあります。納付が困難な方は、保育こども園課窓口にて納付相談を受け付けますので、放置せず必ずご連絡ください。なお、所得が著しく減少したことにより保育料の納付が困難となった場合等、保育料の減免を受けられることがあります。

注意）在園する施設により納付方法が異なります。（Q19参照）

【その他】

Q24. 糸満市外へ転出する予定があります。転出後、現在通っている教育・保育施設の継続利用はできますか。

A24. 原則、転出した場合、転出した月の月末までの利用となります。翌月以降の利用については、転出先の自治体へ広域入所申込を行ってください。申込後、転出先自治体と糸満市との協議にて入所可能期間が決まります。入所可能期間は、最長で年度末限りとなり、次年度の在籍の保証はありません。糸満市内在住者の申請状況（待機状況）等により、継続不可となることがあります。

Q25. 転園はできますか。

A25. 新規利用申込みが必要となり、新規利用申込書の提出があった月の翌々月1日入所から利用選考可能となります（詳しくは3ページ中「○転園を検討している方へ」をご確認ください）。年度途中転園希望の方は、既に利用している施設の退所届の提出も必要となるため、転園先を利用できない場合は入所保留となり、元の園に戻ることもできませんのでご注意ください。**※ただし、令和9年度から兄弟児が別々の園にいる場合、兄弟児と同じ園のみを転園希望する場合には、現在入所している施設の継続を保証しながら転園調整を行います。**

また、同一世帯において、4月の利用調整の際に保育施設の利用を行っている在園児が3名以上いる場合、兄弟児のいずれかの園への転園希望については、希望施設で利用調整が可能な場合は優先的に利用調整を行います。利用調整を行った結果、希望施設に空きがない場合は在園施設へ戻ることとなります。なお、利用調整後、世帯における保育施設は少なくとも2ヶ所となります（1ヶ所の保育施設への全員の利用決定は行いません）。

（例）在園児3名がいて きょうだい全員が異なる園に入所している場合、うち1名のみを転園対象とし、優先的に2園に集約する

令和8年4月時点入所状況 太郎(4)：A園 次郎(3)：B園 花子(0)：C園 （太郎、次郎、花子は同一世帯）

令和9年4月入所申込状況 太郎(5)：A園継続 次郎(4)：A園転園希望 花子(1)：A園転園希望 （年齢等による転園見込が低い児童を優先調整対象とする）

注）この場合、次郎さん、花子さんが転園希望として新規入所申込を行いますが、優先的に調整されるのは1人のみであり、優先されない方については通常の転園による調整となります。花子さんが優先調整の対象となり、希望施設に空きがあればA園へ転園となります。希望施設に空きがなければ在園施設のB園へ戻ることとなります。次郎さんは通常の転園による調整となるため、調整の結果、A園へ転園できなかった場合は、在園施設のC園へ戻ることになります。

Q26. 長期間お休みしたいのですが。

A26. 正当な理由がなく1か月を超えて休んだ場合は退所となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。

Q27. 里帰り出産を考えています。

A27. 里帰り出産は、妊娠・出産期間中のうち3か月の休園を認めています。休園中も在籍している形になりますので、利用者負担額（保育料）は全額発生します。休園する場合は、事前に保育こども園課まで休園届を提出してください。

Q28. 保育施設を退所したいのですが。

A28. 退所希望日の15日前までに、保育こども園課へ「退所届」を提出してください。退所届の様式は、保育こども園課窓口に備え付けております。退所後に再度保育施設の利用を希望する場合は、改めて新規利用申込が必要です。

Q29. 小規模保育事業所を卒園した後はどうなりますか。

A29. 小規模保育事業所では、卒園後も児童が継続して保育を受けられるよう連携施設を設定しています。卒園する年度の現況確認の際に希望施設を申しいただき、次年度はいずれかの連携施設に入園することとなります。各園の設定する連携施設は、p.11の「教育・保育等施設一覧（◇地域型保育事業所）」をご確認ください。